

浜田市告示第 35 号

浜田市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 7 年 3 月 24 日

浜田市長 久保田 章 市

浜田市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

浜田市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱（令和元年浜田市告示第37号）の一部を次のように改正する。

別表危険住宅除去事業の項を次のように改める。

危険住宅 除去事業	危険住宅の除却に 要する経費	補助対象経費 相当額	1戸当たり当該年度に おける住宅局標準建設 費等通知に定める除却 工事費又は97万5,000 円のいずれか少ない額
	その他除却等に要 する経費（動産移転 費、跡地整備費、仮 住居費（3月以内））	補助対象経費 相当額	1戸当たり97万5,000 円

様式第2号を次のように改める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の浜田市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

様式第2号（第6条関係）

がけ地近接等危険住宅移転事業費内訳 (危険住宅の除却等に要する経費)

(単位：千円)

がけ地近接等危険住宅移転事業費内訳 (危険住宅に代わる住宅の建設又は購入及び改修に要する経費)

(単位: 千円)